

豊川市子育て応援金支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、子育てを行う父母その他の保護者（以下「保護者等」という。）に市の予算の範囲内で豊川市子育て応援金（以下「応援金」という。）を支給することにより、その家庭等における生活の安定に寄与するとともに、当該乳児等の健やかな成長に資することを目的とする。

（支給要件）

第2条 応援金は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「支給対象児」という。）について、その保護者等（以下「受給権者」という。）に支給する。

- (1) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までに出生したもの
- (2) 満1歳に達する日の属する月の初日に本市の住民基本台帳に登録されているもの

2 支給対象児が児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等に入所している場合における前項の規定の適用については、前項中「保護者等」とあるのは、「支給対象児が入所する児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者」とする。

（支給額）

第3条 応援金の額は、支給対象児1人につき3万円とする。

（受給権者該当通知）

第4条 市長は、毎月の初日において受給権者に該当することとなった者に対して、各月の末日までに、その旨を通知するものとする。

（申請）

第5条 応援金の支給を受けようとする受給権者（以下「申請者」という。）は、支給対象児が満1歳に達する日の属する月の翌月の20日までに、豊川市子育て応援金給付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に、申請に係る本人であることを示す書類として市長が適当と認めるものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない

事情があると市長が特に認めた者については、この限りでない。

（支給の決定）

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支給を決定したときは、応援金を支給するものとする。

2 前項の規定による支給の決定の通知は、応援金の支給をもってこれに代えるものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、応援金を支給しないことを決定したときは、豊川市子育て応援金不支給決定通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（支給の方法等）

第7条 前条の規定による応援金の支給方法は、原則として、申請書兼請求書に記載された金融機関の口座（以下「振込口座」という。）に振り込む方法により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により応援金を支給するときは、豊川市子育て応援金振込通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（申請書の補正等）

第8条 市長は、申請書兼請求書の記載の不備等により振込口座へ応援金を振込むことができないときは、申請者に対し、相当の期間を定めて、その補正をすることを求めるものとする。

2 前項の規定により申請書兼請求書の補正を求めた場合において、申請者がその期間内に補正の求めに応じなかったときは、当該申請者は、その申請を取り下げたものとみなす。

（支給決定の取消し等）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、応援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により応援金の支給又は支給の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により応援金の支給の決定を取り消した場合で、申請者が既に応援金の支給を受けているときは、支給した応援金の全部又は一部

の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の設定の禁止）

第 10 条 応援金の支給を受ける権利は、これを第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 7 月 31 日までの間における第 4 条の規定の適用については、同条中「各月の末日までに、」とあるのは、「令和 3 年 7 月 31 日までに、」とする。

豊川市子育て応援金給付申請書兼請求書



豊 川 市 長 様

1 申請・請求者（支給対象児の父又は母等）

		申請日	令和 年 月 日
氏 名（フリガナ）	生年月日	現住所	
	昭和・平成	〒	
	年 月 日	電話番号	

次の事項に同意にうえ、子育て応援金を申請及び請求します。

- ① 豊川市子育て応援金の支給要件に該当します。
- ② 豊川市子育て応援金の支給要件の該当性を審査するため、市が必要な住基情報等の公募等の確認を行うことがあります。また、公募等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。
- ③ 市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請者に連絡できない場合は、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ④ 給付金の支給後、子育て応援金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、当該給付金を返還していただく場合があります。

2 支給対象児（1歳を迎える子が対象です。）

氏 名	続柄	生年月日

3 申請・請求額 円 （支給対象児 1 人につき 3 万円です）

4 振込口座 （A又はBを選択 ☒をしてください。）

※ 申請者の口座に限ります。

※ 公務員の方はBを選択してください

☐ A 児童手当振込口座への振込みを希望

☐ B 下記の金融機関口座への振込みを希望

※添付書類 振込口座がわかる書類の写し（通帳、キャッシュカード）

口座名義人（カナ）													
ゆうちょ銀行		記号						番号					
		1				0	—						
ゆうちょ 銀行以外	金融機関名	銀行・信金・農協 信組・信連・漁協				☐ 普通	口座番号						
	支店名	支店・本店				☐ 当座							

申請者本人確認書類

写し貼り付け

※運転免許証・マイナンバーカード・パスポートの写し 等

《 Bを選択された方》

振込先金融機関口座確認書類

写し貼り付け

※通帳（口座番号が書かれた部分）、又はキャッシュカードの写し

様式第2号

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

豊川市長 印

豊川市子育て応援金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました子育て応援金については、下記の理由により不支給と決定しましたので通知します。

記

申 請 者	氏 名	
	住 所	
却下理由		
備 考		

【問い合わせ先】

豊川市役所子ども健康部子育て支援課

TEL 0533-89-2133

年 月 日

様

豊川市長 竹本 幸夫
(公印省略)

豊川市子育て応援金振込通知書

豊川市子育て応援金の振込情報につきましては、次のとおりです。

申請者	氏 名	
	住 所	
振込の内容	振込金額	円
	金融機関名	
	口座番号	
	振込日	年 月 日